



鳥取県公報

平成13年4月1日(日)
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）..... 1
-----	--

告 示

鳥取県告示第239号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成13年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第106条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗並びに鳥取県収納代理郵便官署の名称等を次のとおり告示する。</p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 鳥取県収納代理郵便官署</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">位 置</th> <th style="width: 60%;">取 扱 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鳥取中央郵便局</td> <td style="text-align: center;">鳥取市東品治町</td> <td rowspan="2" style="font-size: small;">個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">広島貯金事務センター</td> <td style="text-align: center;">広島市東区光町一丁目</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 略</p>	名 称	位 置	取 扱 事 務	鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務	広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目	<p>鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）第106条の規定に基づき、鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等を次のとおり告示する。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 略</p>
名 称	位 置	取 扱 事 務							
鳥取中央郵便局	鳥取市東品治町	個人事業税及び自動車税並びに県営住宅の家賃の収納（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和57年郵政省令第6号）第1条に規定する自動払込みによるものに限る。）の事務							
広島貯金事務センター	広島市東区光町一丁目								

